

○角田政府委員 お答えいたします。

国際法上、国家はいわゆる集団的自衛権というものを保持しているわけであり、

集団的自衛権につきましてはいろいろな定義がございますが、政府は従来次のように理解しております。自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、

自衛力をもって阻止することが正当化されるという地位であるというふうに考えております。この意味の集団的自衛権をわが国が国際法上持っていることは、主権国家である以上当然であると言わなければならぬと思ひます。しかしながら、政府は従来から同時に一貫して、わが国は国際法上の集団的自衛権は有しているとしても、国境の発動としてこれを行使することは憲法の容認する自衛の措置の限界を越えるものであるという立場をとっているわけでございます。その点はいまの御質問にお答えするわけであり、次のような考え方に基つたものであります。

すなわち、憲法は第九条におきまして、同条に「いゆる戦争を放棄し、いゆる戦力の保持を禁止している」のでありますが、前文におきまして、「全世界の国民が、若干省略しますが、平和のうち生存する権利を有する」ということを確認し、また第十三条におきましては「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」国政の上で、最大の尊重を必要とする」ということを定めております。そのことから明らかのように、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうもいへないと思ひます。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が右に言う自衛のための措置を無制限に認めているとは、無制限といふのは多少言い過ぎだと思ひますが、右に言う自衛のための措置について制約がないとは解されないものであります。それはあくまで外国の武力攻撃

によつて国民の生命なり自由なり幸福追求の権利が覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであると考えられます。

○角田(連)政府委員 先ほど外務大臣からもお話がありましたが、国際法上国家は個別的自衛権及び集団的自衛権の両方を持つていて、

これは本来は国家の固有の権利として当然認められているところであります。しかし、わが国の場合はそのうち憲法によつて集団的自衛権が禁止されている、こういうふうな従来から解

釈されているわけでございます。ここで集団的自衛権といふのは、自分の国が直接攻撃されていなくてもかかわらず、自分の国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自分の国に対する攻撃と同じように実力をもって阻止することが正当化される、そういうものであるというふうに解されていますが、わが憲法は自国の安全を維持し、その存立を全うするために必要な措置をとることはもとより認めていると解されますけれども、それはあくまで外国の武力攻撃によつてわが国民の生命なり自由なり、あるいは幸福追求の権利が覆される、

そういう急迫不正の事態に対処して国民の権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認される、こういう考え方をとっているわけであり、その中で、そういう事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にわが国の自衛権の行使はとどまるべきである、したがつて、他国に

加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されない、という理屈になつております。

○政府委員(角田防衛次官) ただいま御指摘のとおり、政府は従来から一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうにお答えをして

いるわけでございます。また、その理由についてもたびたびお答えをいたしておりますが、次のような理由によるものでございます。

すなわち、憲法第九条の解釈として、憲法第九条は自国の平和と安全とを維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていないというふうに解されるわけでございますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆されるというよう

な急迫不正の事態に対処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものであつて、また、その措置はこの上りな事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

したがつて、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないというものでありまして、その憲法上の根拠条文をいたしましては、憲法第九条であるということになると思ひます。

○政府委員(味村治君) たいだいま御指摘のように、政府は従来から一貫いたしまして集団的自衛権の行使は憲法上許されないとお答えをいたしております。その理由につきましては、たがびお答えをいたしておりますが、申し上げますと次のような理由によるものでございます。

すなわち憲法第九条の解釈をいたしまして、憲法第九条はわが国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることは禁止してないというふうな解釈をしておりますが、それは無制限に許されるわけではございませんで、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというような急迫不正の事態に對処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものでございまして、またそのような措置は、このような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものと考えられるのであります。

したがいまして、他国に加えられた武力攻撃を要力をもって阻止すると、これが集団的自衛権の内容でございますが、そういう集団的自衛権の行使は憲法上許されないというふうに解しているわけでございます。

○茂中政府委員 若干答弁が重複しますので便宜省略をさせていただきますために、おわかりにくいところがあった大変恐縮でございますが、もう一遍それで先ほど申し上げた点を重複はいたしませんと申し上げます、我々は憲法九条の解釈として、九条というものは、自国の平和と安全を維持してその存立を全うするために必要な措置をとることを禁じてないというふうな解釈をしておりますが、それは無制限に許されるわけではなくて、あくまで、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるというような急迫不正の事態に對処して、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるというふうに考えているわけでございます。

この措置は、このような事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきである、そういう筋道を申し述べたわけでございます。したがって、その論理的な帰結をいたしまして、他国に加えられた武力攻撃を要力をもって阻止するということを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないということを従来から明確に述べているわけでございます。

ただ、従来からこれまであわせて申し上げておりますが、政府としては次のような理由から、従来から一貫して我が国が集団的自衛権を行使することは憲法上許されないと、このよう立場に立っております。その理由と申しますのは、憲法は、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとること、これは禁じられていないことと申しますが、それはあくまでも外国の武力攻撃に對して、国民の生命、自由それから幸福追求の権利、このやむを得ない措置として認められるべきものと、この根底から覆される、そういう急迫不正の事態に對して、そういう権利を守るためのやむを得ない措置として初めて許される、このようことと申しております。

○政府委員(工藤英夫君) 集団的自衛権と憲法との関係についてお尋ねでございますが、国際法上、国家が集団的自衛権、この場合定義して申し上げた方が適当だと思ふんですが、自国と密接な関係にある外国、そこに対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもつてそのような攻撃を阻止すると、このようことが正当化されるような地位、これをいわずに集団的自衛権と言っていると思ふんですが、そういうものを有しているかどうか、我が国が国際法上の観点から申し上げればそのような集団的自衛権を持つていることは主権国家である以上当然であると、これは従来から申し上げてきているところでございます。

したがって、先ほどの定義に戻りますが、他国に加えられた武力攻撃を阻止すること、これは憲法上許されないと、このようふうに申し上げているのが従来からの解釈でございます。

○政府特別補佐人(津野修君) この集団的自衛権でございますけれども、これもたびたび従来から政府として答弁してございまして、まず国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に對する武力攻撃を、自国が直接攻撃されないにかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、我が国が国際法上この集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然である。

しかし、政府は次の理由により、従来から一貫して我が国が集団的自衛権を行使することは憲法上許されないとの立場に立っております。すなわち、憲法は自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じてないといふ解されるが、それはあくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に對処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて認められるものであり、その措置はこの事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、したがって他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は憲法上許されないと申わさるを得ないということ、これは従来からしばしばお答えしているところでございます。